

内共第5号第5種共同漁業権 遊漁規則

市川水系漁業協同組合連合会

(目的)

第1条 この規則は、市川水系漁業協同組合連合会（以下「市川水系漁連」という。）の有する内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者が行う当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、いわな及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第5条に規定する遊漁の区域を所管する組合（以下「関係組合」という。）に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステム（ただしオンラインシステムを導入の組合のみ。以下同じ）で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。
- 3 関係組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合は第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により（第7条に規定する特定漁場の場合は第9条第4項の方法により）組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規模 |
|--------|----------------|
| 手釣・竿釣 | 1人1本に限る |
| 網 | 網目20mm以上 |
| かご・漬け針 | 関係組合が定めて公表する統数 |

- 2 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイト（ただし、ウェブサイトを導入の組合のみ。以下同じ）にて公表するものとする。
- 3 網による遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域及び右欄に掲げる期間内とする。

| 区域 | 期間 |
|--|-----------|
| 黒川 朝来市生野町魚ヶ滝、魚ヶ滝キャンプ場にある水測場から同町同市黒川、梅ヶ畑1号橋までの区域。 | 8月第3日曜日から |
| 柘原川 朝来市生野町・神崎郡神河町の市町堺から朝来市生野町菖蒲沢橋までの区域 | 9月30日まで |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|----------------|------------------------------------|
| あゆ | 5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 |
| こい、ふな、 にじます | 1月1日から12月31日まで |
| うなぎ、 | 1月1日から12月31日までの期間内で関係組合が定めて公表する期間内 |
| いわな、あまご | 3月1日から9月30日まで |

2 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁区域)

第5条 次の表の左欄に掲げる組合の遊漁を行うことのできる区域は、右欄にあげる区域とする。

なお、各組合の区域を越えて遊漁を行う場合は、それぞれの区域で遊漁料を納付しなければならない。

| 組 合 名 | 遊 漁 の 区 域 |
|------------|--|
| 市川生野漁業協同組合 | 市川（小野大橋より上流） 栃原川（朝来市・神河町境より上流） 倉谷川・白口川 |
| 長谷漁業協同組合 | 栃原川（朝来市・神河町境より下流から市川合流部まで） 犬見川（市川合流部から上流） |
| 寺前漁業協同組合 | 小田原川（市川合流部より上流） |
| 越知川漁業協同組合 | 猪篠川（市川合流部より上流） 越知川・追上川 |
| 岡部川漁業協同組合 | 岡部川（市川合流部より上流） |
| 市川本流漁業協同組合 | 市川（恒屋川・市川合流部より上流から猪篠川合流部まで） 甲良川・尾市川・七種川・西谷川・雲津川・平田川 |

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|--|--------------------|
| 市川の朝来市生野町生野ダムサイドの上流600メートルの点から同ダムサイドの下流700メートルの点に設定した標識までの区域 | 1月1日から 12月31日まで |

(特定漁場)

第7条 漁場区域のうち次の表のア欄に掲げる区域で、イ欄の期間、ウ欄の魚種を対象とする遊漁を行う漁場を特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

| 漁場名 | ア 区 域 | イ 期 間 | ウ 魚 種 |
|------|-------------------------------------|--------------------|-------------|
| 越知川 | 神崎郡神河町根宇野、根宇谷川えん堤から上流500メートル地点までの区域 | 1月1日から 12月31日まで | あまご にじます |
| 特定漁場 | | | |

(全長等の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 大 き さ |
|------|---------------|
| にじます | 全長12センチメートル以下 |

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 関係組合の遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者等の対象者に対する割引額は、関係組合が定めて公表する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日当たりの2分の1を加算した額とする。

| 漁業協同組合名等 | 漁具・漁法 | 魚 種 | 遊漁料 | |
|-----------------|-----------------|-------------|---------|----------|
| | | | 1 日 | 1 年 |
| 市川生野 | 手釣・竿釣 | あゆ・にじます・あまご | 2,000 円 | 8,000 円 |
| | | こい・ふな | 500 円 | 2,000 円 |
| | 網 | あゆ | 5,000 円 | — |
| (市川生野) 銀山湖のみ | 手釣・竿釣 | にじます・こい・ふな | 800 円 | 4,000 円 |
| 長谷 | 手釣・竿釣 かご・漬け針 | あゆ | 3,000 円 | 10,000 円 |
| | | あまご | 2,000 円 | 5,000 円 |
| | | うなぎ | — | 5,000 円 |
| 寺前 | 手釣・竿釣 | あゆ | 3,000 円 | 10,000 円 |
| | | あまご | 2,000 円 | 5,000 円 |
| | | こい・ふな | 500 円 | 2,000 円 |
| | 手釣・竿釣 かご・漬け針 | うなぎ | — | 5,000 円 |
| 越知川 | 手釣・竿釣 | あゆ | 3,000 円 | 10,000 円 |
| | | あまご | 2,000 円 | 5,000 円 |
| | | こい・ふな | 500 円 | 2,000 円 |
| 岡部川 | 手釣・竿釣 | にじます・あまご | 3,000 円 | 5,000 円 |
| | | こい・ふな | 500 円 | 2,000 円 |
| | 手釣・竿釣・かご | うなぎ | — | 3,000 円 |

- 2 遊漁料は、関係組合が別に定め公表する遊漁券販売所又は関係組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイトにて公表するものとする。

4 第7条に規定する特定漁場の遊漁料及び納付場所は、次表の通りとする。

| 特定漁場 | 漁具・漁法 | 遊漁料 | | 納付場所 |
|------|-----------------|--------|--------|---------------------------|
| | | 大人 | 小人 | |
| 越知川 | 竿釣 (1人1本に限る) | 3,300円 | 2,300円 | 神崎郡神河町根宇野 越知川特定漁場管理事務所 |

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 関係組合は、第2条第1項の承認を行った場合は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項及び第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。